

○放送法関係審査基準の一部変更案

変 更 案	現 行
<p>別紙2（第7条関係） 特別衛星放送を委託して行わせる委託放送業務に関し、委託放送事業者に指定することのできる周波数が不足するときは、特別の事情がある場合を除き、次に掲げる基準により比較審査を行うものとする。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 認定を受けるべき委託放送業務の順位は、次に掲げる順序による。</p> <p>(1) 高精細度テレビジョン放送を行う委託放送業務及び当該高精細度テレビジョン放送を行わない時間帯に二以上の標準テレビジョン放送を行う業務であって次に掲げる事項のいずれにも適合するもの。</p> <p>ア 当該二以上の標準テレビジョン放送に関し使用するトランスポンダ数の合計が当該高精細度テレビジョン放送に関し使用するトランスポンダ数を超えないことが指定事項に明確に記載されていること。</p> <p>イ 一週間当たりの放送時間（当該二以上の標準テレビジョン放送のうち一週間当たりの放送時間が最も長いものの放送時間及び当該高精細度テレビジョン放送の放送時間の合計をいう。）全体における当該高精細度テレビジョン放送の放送時間の占める割合が5割を超えるものであることが委託放送事項に明確に記載されていること。</p> <p>(2) 標準テレビジョン放送を行う委託放送業務（高精細度テレビジョン放送を行う場合において当該高精細度テレビジョン放送を行わない時間帯に標準テレビジョン放送を行うものを除く。以下同じ。）</p>	<p>別紙2（第7条関係） 特別衛星放送を委託して行わせる委託放送業務に関し、委託放送事業者に指定することのできる周波数が不足するときは、特別の事情がある場合を除き、次に掲げる基準により比較審査を行うものとする。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 認定を受けるべき委託放送業務の順位は、次に掲げる順序による。</p> <p>(1) 高精細度テレビジョン放送を行う委託放送業務及び当該高精細度テレビジョン放送を行わない時間帯に二以上の標準テレビジョン放送を行う業務であって次に掲げる事項のいずれにも適合するもの。</p> <p>ア 当該二以上の標準テレビジョン放送に関し使用するトランスポンダ数の合計が当該高精細度テレビジョン放送に関し使用するトランスポンダ数を超えないことが指定事項に明確に記載されていること。</p> <p>イ 一週間当たりの放送時間（当該二以上の標準テレビジョン放送のうち一週間当たりの放送時間が最も長いものの放送時間及び当該高精細度テレビジョン放送の放送時間の合計をいう。）全体における当該高精細度テレビジョン放送の放送時間の占める割合が5割を超えるものであることが委託放送事項に明確に記載されていること。</p> <p>(2) 標準テレビジョン放送を行う委託放送業務（高精細度テレビジョン放送を行う場合において当該高精細度テレビジョン放送を行わない時間帯に標準テレビジョン放送を行うものを除く。以下同じ。）</p>

<p>(3) 超短波放送又はデータ放送を行う委託放送業務</p> <p>(4) その他の委託放送業務</p> <p>2 上記1の審査において同順位となった二以上の申請について更に審査を行う必要があるときは、次に掲げる基準のいずれにも適合しているものを優先するものとする。</p> <p>(1) 広告放送の割合</p> <p>一週間当たりの放送時間全体における対価を得て行う広告放送（有料放送により行われるものを除く。以下同じ。）に係る放送時間の占める割合が3割を超えないことが委託放送事項に明確に記載されていること。</p> <p>(2) 青少年の保護</p> <p>成人向け番組を含む放送を行わないことが委託放送事項に明確に記載されていること。</p> <p>(3) 字幕番組の充実</p> <p>字幕付与可能な放送番組に係る一週間当たりの放送時間全体における字幕を付与する放送番組に係る放送時間の占める割合が5割以上であることが事業計画書に明確に記載されていること。</p> <p>※ 「字幕付与可能な放送番組」とは、次に掲げる放送番組を除くすべての放送番組をいう。以下同じ。</p> <p>ア 技術的に字幕を付与することができない番組（例：現在のところ、複数人が同時に会話をを行う生放送番組）</p> <p>イ 外国語の番組</p> <p>ウ 大部分が器楽演奏の音楽番組</p> <p>エ 権利処理上の理由等により字幕を付与することができない番組</p> <p>(4) 放送番組の高画質性</p>	<p>(3) 超短波放送又はデータ放送を行う委託放送業務</p> <p>(4) その他の委託放送業務</p> <p>2 上記1の審査において同順位となった二以上の申請について更に審査を行う必要があるときは、次に掲げる基準のいずれにも適合しているものを優先するものとする。</p> <p>(1) 広告放送の割合</p> <p>一週間当たりの放送時間全体における対価を得て行う広告放送（有料放送により行われるものを除く。以下同じ。）に係る放送時間の占める割合が3割を超えないことが委託放送事項に明確に記載されていること。</p> <p>(2) 青少年の保護</p> <p>成人向け番組を含む放送を行わないことが委託放送事項に明確に記載されていること。</p> <p>(3) 字幕番組の充実</p> <p>字幕付与可能な放送番組に係る一週間当たりの放送時間全体における字幕を付与する放送番組に係る放送時間の占める割合が5割以上であることが事業計画書に明確に記載されていること。</p> <p>※ 「字幕付与可能な放送番組」とは、次に掲げる放送番組を除くすべての放送番組をいう。以下同じ。</p> <p>ア 技術的に字幕を付与することができない番組（例：現在のところ、複数人が同時に会話をを行う生放送番組）</p> <p>イ 外国語の番組</p> <p>ウ 大部分が器楽演奏の音楽番組</p> <p>エ 権利処理上の理由等により字幕を付与することができない番組</p> <p>(4) 放送番組の高画質性</p>
---	---

一週間当たりの放送時間全体における高精細度テレビジョン放送（ハイビジョンカメラ等により制作・編集された放送番組の放送に限る。）に係る放送時間の占める割合が5割以上であることが委託放送事項に明確に記載されていること。

3 上記2の審査において同順位となった二以上の申請について更に比較審査を行う必要があるときは、次に掲げる基準への適合性その他放送の普及及び健全な発達への寄与の程度を総合的に勘案し、最も公共の福祉に適合するものを優先するものとする。

(1) 事業計画の確実性

次に掲げる事項その他事業計画の確実性を総合的に勘案し、より業務の維持が確実な事業計画を有するものであること。

ア 事業開始までの資金調達の適正性及び確実性

イ 事業開始後の収入の算出根拠の適正性及び確実性、費用算出の適正性
ウ 放送番組の制作及び調達の確実性

(2) 放送番組の制作及び調達

放送番組の制作及び調達の体制並びに放送番組の適正化の措置がより充実したものであること

(3) 表現の自由の享有

一の者が申請者の議決権の10分の1を超える議決権を有する行為を規則第17条の8第3項第7号イに掲げる行為に該当するものとみなした場合であっても、同条第1項に規定する基準に適合すること。この場合において、同条第1項第1号イ(2)の規定中「三分の一以上二分の一以下の議決権を有する行為を第三項第七号イに掲げる行為に該当しない」とあるのは、「十分の一を超える議決権を有する行為を第三項第七号イに掲げる行為に該当する」と読み替えるものとする。

一週間当たりの放送時間全体における高精細度テレビジョン放送（ハイビジョンカメラ等により制作・編集された放送番組の放送に限る。）に係る放送時間の占める割合が5割以上であることが委託放送事項に明確に記載されていること。

3 上記2の審査において同順位となった二以上の申請について更に比較審査を行う必要があるときは、次に掲げる基準への適合性その他放送の普及及び健全な発達への寄与の程度を総合的に勘案し、最も公共の福祉に適合するものを優先するものとする。

(1) 事業計画の確実性

次に掲げる事項その他事業計画の確実性を総合的に勘案し、より業務の維持が確実な事業計画を有するものであること。

ア 事業開始までの資金調達の適正性及び確実性

イ 事業開始後の収入の算出根拠の適正性及び確実性、費用算出の適正性
ウ 放送番組の制作及び調達の確実性

(2) 表現の自由の享有

一の者が申請者の議決権の10分の1を超える議決権を有する行為を規則第17条の8第3項第7号イに掲げる行為に該当するものとみなした場合であっても、同条第1項に規定する基準に適合すること。この場合において、同条第1項第1号イ(2)の規定中「三分の一以上二分の一以下の議決権を有する行為を第三項第七号イに掲げる行為に該当しない」とあるのは、「十分の一を超える議決権を有する行為を第三項第七号イに掲げる行為に該当する」と読み替えるものとする。

(4) 放送番組の多様性

特別衛星放送全体として、放送番組の分野の特定分野への偏り及び放送番組の内容の他の放送番組の内容との重複の程度等を勘案し、より放送番組の多様性の確保に資するものであること。

(5) 広告放送の割合

一週間当たりの放送時間全体における対価を得て行う広告放送に係る放送時間の占める割合が3割を超えないことが委託放送事項に明確に記載されていること。

(6) 個人情報の保護

放送受信者等の個人情報の保護に関する指針（平成16年総務省告示第696号）を遵守するための体制がより充実したものであり、かつ、より充実した個人情報保護のための取組を行うものであること。

(7) 青少年の保護

成人向け番組を含む放送を行わないことが委託放送事項に明確に記載されており、かつ、放送番組についてより充実した青少年保護措置を講ずるものであること。

(8) 字幕番組等の充実

字幕付与可能な放送番組に係る一週間当たりの放送時間全体における字幕を付与する放送番組に係る放送時間の占める割合がより高く、かつ、解説放送を実施するものであること。

(9) 放送番組の高画質性

高精細度テレビジョン放送として放送する必要性がより高く、かつ、委託放送事項に明確に記載された一週間当たりの放送時間全体における高精細度テレビジョン放送（ハイビジョンカメラ等により制作・編集された放送番組の放送に限る。）に係る放送時間の占める割合がより高く、かつ、高精細度テレビジョン放送をより確実にを行うことが可能な体

(3) 放送番組の多様性

特別衛星放送全体として、放送番組の分野の特定分野への偏り及び放送番組の内容の他の放送番組の内容との重複の程度等を勘案し、より放送番組の多様性の確保に資するものであること。

(4) 広告放送の割合

一週間当たりの放送時間全体における対価を得て行う広告放送に係る放送時間の占める割合が3割を超えないことが委託放送事項に明確に記載されていること。

(5) 個人情報の保護

放送受信者等の個人情報の保護に関する指針（平成16年総務省告示第696号）を遵守するための体制がより充実したものであり、かつ、より充実した個人情報保護のための取組を行うものであること。

(6) 青少年の保護

成人向け番組を含む放送を行わないことが委託放送事項に明確に記載されており、かつ、放送番組についてより充実した青少年保護措置を講ずるものであること。

(7) 字幕番組等の充実

字幕付与可能な放送番組に係る一週間当たりの放送時間全体における字幕を付与する放送番組に係る放送時間の占める割合がより高く、かつ、解説放送を実施するものであること。

(8) 放送番組の高画質性

委託放送事項に明確に記載された一週間当たりの放送時間全体における高精細度テレビジョン放送（ハイビジョンカメラ等により制作・編集された放送番組の放送に限る。）に係る放送時間の占める割合がより高いこと。

制があること。

(10) 災害に関する放送の実施

災害に関する放送の実施体制がより充実したものであること。

(11) 設備の維持

放送の業務の用に供する設備の保守及び管理体制並びに障害時の対応体制がより充実したものであること。

(12) 提供条件の説明及び苦情等の処理

有料放送を委託して行わせる場合は、有料放送の役務の提供に関する契約の締結をしようとする際に当該役務の提供を受けようとする者に対し当該役務の料金その他提供条件の概要を説明するための体制並びに有料放送の役務の提供に関する業務の方法又は料金その他の提供条件についての国内受信者（当該役務の提供を受けようとする者を含む。）からの苦情及び問い合わせを適切かつ迅速に処理するための体制がより充実したものであること。

(13) 放送番組の視聴需要

放送番組について、視聴者の需要がより高いものであること。

(14) 周波数の有効利用

次に掲げるトランスポンダ数の合計が0.25以上であること。

ア 申請と同時に、当該申請について認定を受けることを停止条件として提出している特別衛星放送の既存の放送番組（特別衛星放送のものに限る。以下同じ。）に係る委託放送業務（高精細度テレビジョン放送を行うものを除く。）の廃止届に係るトランスポンダ数。

イ 申請と同時に、当該申請について認定を受けることを停止条件として提出している特別衛星放送の既存の放送番組に係る委託放送業務の法第52条の17第2項の規定に基づく指定事項変更申請（トランスポンダ数を削減するものに限る。）に係るトランスポンダ数。

(9) 災害に関する放送の実施

災害に関する放送の実施体制がより充実したものであること。

(10) 設備の維持

放送の業務の用に供する設備の保守及び管理体制並びに障害時の対応体制がより充実したものであること。

(11) 提供条件の説明及び苦情等の処理

有料放送を委託して行わせる場合は、有料放送の役務の提供に関する契約の締結をしようとする際に当該役務の提供を受けようとする者に対し当該役務の料金その他提供条件の概要を説明するための体制並びに有料放送の役務の提供に関する業務の方法又は料金その他の提供条件についての国内受信者（当該役務の提供を受けようとする者を含む。）からの苦情及び問い合わせを適切かつ迅速に処理するための体制がより充実したものであること。

4 上記1から3までに掲げる基準によるほか、以下によること。

(1) 規則第17条の8第3項第2号ロに規定する放送衛星業務用の周波数以外の周波数を使用して行われる衛星放送（以下「東経110度CS放送」という。）を委託して行わせる委託放送業務の認定に係る上記1の審査については、上記1(2)に掲げる業務に係る申請の順位を上記1(1)に掲げる業務に係る申請と同順位とすることとし、かつ、上記2に掲げる基準に適合する申請のうち、東経110度CS放送における既存の放送番組の画質の向上を目的とする高精細度テレビジョン放送を行う委託放送業務を行うものであって、次に掲げるトランスポンダ数の合計が0.25以上のものを優先するものとする（ただし、優先しようとする全ての申請について、現に割り当てることが可能である周波数を使用して指定することができる場合に限る。）。

ア 申請と同時に、当該申請について認定を受けることを停止条件として提出している東経110度CS放送の既存の放送番組に係る委託放送業務（高精細度テレビジョン放送を行うものを除く。）の廃止届に係るトランスポンダ数。

イ 申請と同時に、当該申請について認定を受けることを停止条件として提出している東経110度CS放送の既存の放送番組に係る放送法第52条の17第2項の規定に基づく指定事項変更申請（トランスポンダ数を削減するものに限る。）に係るトランスポンダ数。

(2) (1)の審査によっても、なお指定することのできる周波数がある場合は、上記2に掲げる基準に適合する申請のうち、高精細度テレビジョン放送を行う委託放送業務を行うものを優先して、上記3の審査を行うものとする。また、(1)の審査及び本号の審査を経て認定された申請と同時に提出している東経110度CSデジタル放送の既存の放送番組に係る

4 上記1から3までに掲げる基準によるほか、以下によること。

(1) 規則第17条の8第3項第2号ロに規定する放送衛星業務用の周波数以外の周波数を使用して行われる衛星放送を委託して行わせる委託放送業務の認定に係る上記1の審査については、上記1(2)に掲げる業務に係る申請の順位を上記1(1)に掲げる業務に係る申請と同順位とすることとする。

委託放送業務の廃止届によって、当該委託放送業務が廃止されること等に
に伴い、新たに指定することのできる周波数が生じる場合も同様とする。

(3) (2)の審査によっても、なお指定することのできる周波数がある場合は、上記2に掲げる基準に適合する申請について、次に掲げる順序により、
上記3の審査を行うものとする。また、(2)の審査及び本号の審査を経て認定
された申請と同時に提出している東経110度CSデジタル放送の既存の放送番組
に係る委託放送業務の廃止届によって、当該委託放送業務が廃止されること
に伴い、新たに指定することのできる周波数が生じる場合も同様とする。

ア 東経110度CS放送における既存の放送番組の画質の向上を目的とする申請
であって、次のいずれにも該当すること。

(ア) 申請と同時に、当該申請について認定を受けることを停止条件として
東経110度CS放送の既存の放送番組に係る委託放送業務を廃止する旨を届け
出ていること。

(イ) 標準テレビジョン放送を行う委託放送業務の申請であって、希望する
トランスポンダ数が0.125であること。

(ウ) 東経110度CS放送の既存の放送番組に係るトランスポンダ数が0.125未
満であって、かつ、当該番組の認定を受けている者が複数のテレビジョン放
送に係る委託放送業務（トランスポンダ数を平均した値が0.125以上の場
合に限る。）の認定を受けていないものであること。

イ ア以外のもの。

なお、アに該当する場合は、ア(ア)により廃止する予定の東経110度CS
放送の放送番組の委託放送業務に係るトランスポンダ数を使用して、ア(イ)
の希望するトランスポンダ数を指定することができるものとする。

る。

- (4) 上記2(4)及び3(9)の規定は、テレビジョン放送を行う委託放送業務に係る申請に関し比較審査を行う場合に限り、適用することとする。この場合において、上記1(2)に掲げる業務に係る申請についての上記2(4)及び3(9)の基準の審査に当たっては、委託放送事項に明確に記載された一週間当たりの放送時間全体における高精細度テレビジョン放送（ハイビジョンカメラ等により制作・編集された放送番組の放送に限る。）に係る放送時間の占める割合が5割である高精細度テレビジョン放送を行う委託放送業務に係る申請とみなす。
- (5) 上記3(3)の規定に基づき、一の者が法人又は団体の議決権を有しているか否かの判定については、第6条(3)後段の規定を準用することとする。
- (6) 特別衛星放送における既存の放送番組の画質の向上を目的とする申請（併せて番組内容の更なる充実を図ろうとするものを含む。）であって、当該申請と同時に、当該申請について認定を受けることを停止条件として当該既存の放送番組に係る委託放送業務を廃止する旨を届け出ているもの（放送法施行規則第17条の19第3項第4号の規定に基づき、総務大臣が別に告示するときを定める等の件（平成11年郵政省告示第776号第2号8を適用する場合を除く。）は、上記3(3)の基準に適合するものとみなすこととする。
- (7) 上記3(8)の規定は、テレビジョン放送を行う委託放送業務に係る申請に関し比較審査を行う場合に限り、適用することとする。
- (8) 上記3(14)の規定は、特別衛星放送における既存の放送番組の画質の向上を目的とする高精細度テレビジョン放送を行う委託放送業務を行う申請に関し比較審査を行う場合に限り、適用することとする。

- (2) 上記2(4)及び3(8)の規定は、テレビジョン放送を行う委託放送業務に係る申請に関し比較審査を行う場合に限り、適用することとする。この場合において、上記1(2)に掲げる業務に係る申請についての上記2(4)及び3(8)の基準の審査に当たっては、委託放送事項に明確に記載された一週間当たりの放送時間全体における高精細度テレビジョン放送（ハイビジョンカメラ等により制作・編集された放送番組の放送に限る。）に係る放送時間の占める割合が5割である高精細度テレビジョン放送を行う委託放送業務に係る申請とみなす。
- (3) 上記3(2)の規定に基づき、一の者が法人又は団体の議決権を有しているか否かの判定については、第6条(3)後段の規定を準用することとする。
- (4) 特別衛星放送における既存の放送番組の画質の向上を目的とする申請（併せて番組内容の更なる充実を図ろうとするものを含む。）であって、当該申請と同時に、当該申請について認定を受けることを停止条件として当該既存の放送番組に係る委託放送業務を廃止する旨を届け出ているもの（放送法施行規則第17条の19第3項第4号の規定に基づき、総務大臣が別に告示するときを定める等の件（平成11年郵政省告示第776号第2号8を適用する場合を除く。）は、上記3(2)の基準に適合するものとみなすこととする。
- (5) 上記3(7)の規定は、テレビジョン放送を行う委託放送業務に係る申請に関し比較審査を行う場合に限り、適用することとする。

(9) 上記3の「その他放送の普及及び健全な発達への寄与の程度」の審査
については、上記3(13)の基準への適合性がより高い申請等を優先する
ものとする(上記3(1)から(14)までの各基準への適合の度合いが総合的
に同程度となる場合に限る。)。